

花いっぱい運動推進事業業務委託 企画提案競技審査基準

1 目的

この審査基準は、花いっぱい運動推進事業業務の委託候補者を選定するため、企画提案競技の公正かつ適正な審査に必要な事項を定めるものである。

2 審査内容

(1) 評価方法

- ・「花いっぱい運動推進事業業務委託仕様書」で提示した事項について、企画提案書の内容を基に評価する。
- ・各審査項目及び配点は下表のとおりとする。
なお、①～⑥の配点については5段階で評価を行った後に、15点満点で換算する。

(2) 審査項目及び配点

審査項目	審査の視点	配点
1 事業の有効性	①事業目的との整合性はあるか。	15点
	②事業内容に創意工夫がみられるか。	15点
2 事業の実現性	③具体的な計画であるか。	15点
	④体制は十分か。	15点
3 経費の妥当性	⑤経費の積算は適切か。	15点
	⑥経費の活用は有効か。	15点
4 賃金水準の向上	⑦別表により採点	5点
5 女性の活躍推進	⑧別表により採点	5点
合 計		100点

(3) 5段階評価の評価基準

評価点	評 価 基 準
5	記載・説明された内容が特に良い。
4	記載・説明された内容が良い。
3	記載・説明された内容が普通である。
2	記載・説明された内容がやや劣る。
1	記載・説明された内容が劣る。

(4) 選考方法

- ①審査委員ごとに、各審査項目について評価を行い、評価点を付す。
- ②①の評価点を合計し、合計点数が高い順に順位を付ける。
- ③選定は、原則として各審査委員の審査項目の合計点数を合算した値の高い順とする。
同順位の団体がある場合は、別途審査委員の協議によりその順位を決定するものとする。
ただし、②の評価点の合計が6割に満たない場合は選定しない。
また、支出計画書に記載された見積額が委託業務仕様書に示す委託上限額を上回る場合は、選定しないものとする。

●別表 「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する取組への配点

審査項目	大区分	小区分		配点
賃金水準の向上	給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率	1.50%以上		3点
		2.00%以上		4点
		3.00%以上		5点
	パートナーシップ構築宣言の作成・公表			0.5点
女性の活躍推進	一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数100人以下の企業	女活法（※2）	0.25点
			次世代法（※2）	0.25点
	えるぼしチャレンジ企業認定（※1）			1点
	法令に基づく認定	女活法（※2）	えるぼし	1.5点
			プラチナえるぼし	2点
		次世代法（※2）	くるみん	1.5点
			プラチナくるみん	2点
	若者雇用促進法（※2）	ユースエール	0.5点	
	秋田県知事表彰の受賞	女性活躍・両立支援企業表彰	0.5点	
		女性の活躍推進企業表彰	0.5点	
子ども・子育て支援知事表彰		0.5点		
男女共同参画社会づくり表彰		0.5点		

注1 複数の小区分に該当する場合は、最も配点が高い小区分により配点を行うものとする。

注2 評価項目「女性の活躍推進」の一般事業主行動計画の策定・届出及び秋田県知事表彰の受賞については、該当する小区分ごとに配点を行うものとする。また、法令に基づく認定のうち女活法については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとし、次世代法についても同様とする。

注3 一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計点（一部に最大配点の調整あり。各評価項目最大5点、合計10点）により配点を行うものとする。

注4 共同企業体制度（JV）又はこれに準ずる共同提案等複数の事業者が一体となって提案を行う場合は、「賃金水準の向上」と「女性の活躍推進」の各評価項目において、個々の参加企業の配点を合計し、当該参加企業の総数で除した点数（小数点以下第3位を四捨五入）により配点を行う。

※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月に創設した本県独自の認定制度で、女活法のえるぼし認定基準に掲げる女性の採用や女性の管理職比率等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの認定取得を目指した実施計画を有する企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点は行わないものとする。

※2 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）

若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）

※3 「女性の活躍推進企業表彰」及び「子ども・子育て支援知事表彰」を統合して令和7年度から「女性活躍・両立支援企業表彰」として実施する。